

小山市不妊治療費助成金制度について

国内医療機関での不妊症に係る保険診療適用外の検査費及び診療費の一部を助成しています。

例) 人工授精・体外受精・顕微授精等に係った治療費。

※但し、小山市に住民登録後の治療費に限る。

1. 対象者

次の要件をすべて満たしている人(ご夫婦)

- (1) 戸籍法による婚姻中の夫婦で、医師による不妊治療を受けている人。
- (2) 助成金の交付申請をする日の1年以上前から、小山市に夫婦ともに住民登録をしている人。
※転出後の申請はできませんので、転出予定の方は事前にご相談ください。
- (3) 国民健康保険等の医療保険に加入している人。
- (4) 過去にこの制度による助成を受けていない人。
※この制度を利用して出産した方は助成できません。
- (5) 市税等を滞納していない人。

2. 申請手続き

申請は、1年度につき1回、1医療機関までです。

期間は、不妊治療を受けた年度の翌年度末日までです。

【必要書類】

- ① 助成金交付申請書(医師の証明が必要です。)
- ② 戸籍謄本(発行日が不妊治療申請日の3か月前までのもの)
- ③ 領収書(申請額と領収書の金額が一致することを確認後、ご提出ください。
※治療費を振込等で支払った場合、請求書と振り込んだことがわかる書類(振込受領書やATMでのご利用明細書等)の両方をご提出ください。請求書のみでの提出はできません。
- ④ 他に助成金等の受給があるときはその交付決定通知書等
※③と④をコピーで申請希望の場合は、
ご自身でコピーした領収書、通知書等と原本の両方をお持ち下さい。
原本は照合後にお返しいたします。
- ⑤ 市税納付状況調査同意書 (ご夫婦お二人分の記入をお願いします。)

3. 助成内容

- ・ 助成対象者が支払った不妊治療費助成対象額の2分の1です。(1,000円未満は切り捨て)
 - ・ 助成診療期間は当該不妊治療開始日から5年間(ただし出産または転出するまで)で、
限度額は100万円です。
 - ・ また、国・県又は医療保険に関する規定により不妊治療に要する費用に対し給付がある場合は、
その額を控除した金額の2分の1です。
- ※国・県又は医療保険の給付金額が助成対象額を超える場合、小山市で助成を受けることは
できませんのでご注意ください。

4. 不妊に関する栃木県の相談機関

名 称: 栃木県不妊専門相談センター

場 所: とちぎ男女共同参画センター(パルティ) / 宇都宮市野沢町4-1

開設時間: 毎週火～土曜日・毎月第4日曜日

午前10時～12時30分 / 午後1時30分～4時

電話番号: 028-665-8099

※詳しくはこども政策課までお問合せ下さい。
TEL0285-22-9634